

市内でキャッシュレス決済を導入する事業者を支援します！

申請期間：令和6年5月13日（月）から令和7年1月31日（金）まで

※予算状況により、申請期間でも受付を終了する場合があります。

補助対象者

次のすべての要件を満たす者が対象となります。

- ①キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、キャッシュレス決済を導入する者
- ②中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- ③山鹿市内に事務所又は店舗を有すること
- ④店舗において消費者と対面で金銭の授受を行っていること
- ⑤市町村税の滞納がないこと



補助対象事業

キャッシュレス決済に必要となる決済端末またはその付属機器等を導入する事業

補助対象期間

補助金交付決定後から令和7年2月28日（金）まで

※補助金交付決定後に、新たなキャッシュレス決済の加盟店契約を行った場合に限りです。

※発注→納品→検収→支払は、原則、上記期間中に行ってください。

補助率・補助上限額

対象経費の2分の1 ・ 1店舗当たり上限額5万円

補助対象経費

- ①キャッシュレス決済端末及び付属品の購入費用
キャッシュレス決済端末本体機器、キャッシュレス決済用汎用端末(タブレット等)※、付属品(暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触用リーダーライタ、バーコードリーダーなど)
※キャッシュレス決済にのみ使用する場合に限りです。
- ②キャッシュレス決済端末等を備え付けるための設置費用
- ③キャッシュレス決済端末等の設置と合わせて行うインターネット回線の開設に要する工事費

※詳しくは、山鹿市ホームページをご確認ください。

山鹿市 キャッシュレス決済導入支援事業



申請・問い合わせ先

山鹿市役所 商工課 商工係 TEL:0968-41-5698